

市立小中学校における「新型コロナウイルス感染症」にかかる対応について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

これまで、市立小中学校の数校の児童生徒や教職員において、新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、休校の措置をとらざるを得ない状況が生じています。また、この間に、100名を超える濃厚接触者が特定され、2週間の自宅待機をする事態になっています。

子どもの感染事例の多くは家庭内での感染で、無症状の場合が半数近くを占めています。学校での感染拡大を防ぐには、外からウイルスを持ち込まない(感染源を絶つ)ことが重要です。

学校においては、日々感染予防対策に取り組んでいるところですが、ご家庭におかれましても、下記の通りお子様本人や同居ご家族の健康観察を徹底していただき、家庭内感染の可能性がある場合、お子様を登校させないよう、引き続き、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

【留意点】

- お子様本人に発熱等かぜ症状がある場合には、感染が疑われるため、出席停止とします。自宅で 休養させてください。
- 本人に発熱等かぜ症状がなくても、同居家族内に発熱等かぜ症状が見られる場合は、出席停止とします。登校させないようにしてください。
- 上記いずれの場合も、「学校保健安全法 第19条」の規定に基づく措置ですのでご理解ください。なお、法に基づく「出席停止」とすることから、欠席扱いにはなりません。
- 登校できない期間中、お子様の学力保障をはじめ、心身の安心・安全の確保に努めてまいりますので、心配なことがありましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。
- こども園、保育所等に通うお子様に関する対応については、各園等にご確認ください。
- お子様または同居のご家族がPCR検査を受けることになった場合は、学校へご連絡ください。

学校保健安全法 第19条(出席停止)

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

【学校での感染予防対策について】

- 健康観察等を行い、児童生徒の健康状態を確認します。
- 児童生徒が、感染予防の正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、流水・石けんによる手洗いの徹底、咳エチケット等の基本的な感染症対策に関する指導を行います。
- 気候上可能な限り、2方向の窓や扉を常時開けて換気を行います。常時開けることが難しい場合は、業間の休憩時など定期的に窓や扉を開け換気を行います。
- マスクは、「十分な身体的距離が確保できる場合」や、「活動を行う場所の暑さ指数(WBGT)等が高い場合」には外させることがあります。また、熱中症予防の観点から、体育の学習中などの体を動かす場面、登下校中もマスクを外させることがあります。

また、9/1付で市HPに「新型コロナウイルス感染症にかかる対応について」を掲載していますので、併せてご確認ください。 ※トップページ>子育て・教育>小・中学校>小中学校トピックス
>『市立小中学校における「新型コロナウイルス感染症」にかかる対応について』に掲載中